保護者様

枚方市教育委員会

令和5年度新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

平素より、本市の新型コロナウイルス感染予防対策にご理解・ご協力いただきまして、誠にありがとうござい ます。

この度、文部科学省より大阪府教育庁を通じて「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等に ついて」の通知を受け、本市においても、下記のように見直しましたので、ご連絡いたします。

つきましては、ご家庭におかれましても、基本的な感染症対策を継続していただくとともに、マスクの着脱に 関連した不当な偏見、差別が生じないよう、冷静な対応をお願いします。

なお、今後、マスク着用以外の感染症対策についても必要に応じて別途の対応等についてのお知らせや情報提 供を行うことがありますので、ご留意願います。

記

- 〇 実施開始時期 令和5年4月1日以降
- 基本的な考え方
 - 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことが基本となり
 - ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療 機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教 職員についても、着用が推奨されます。
 - 基礎疾患があるなど様々な理由により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する場合や、健康上の理 由により着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのない ようにします。また、児童生徒間でも着用の有無により差別・偏見等が無いように適切に指導を行いま す。
 - 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合など には、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合に おいても、マスクの着用を強いることのないようにします。
 - 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導します。ご家庭においても、ご協力を お願いします。
 - なお、基本的な感染症対策として、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛 生」、「換気」等については引き続き行います。

【問い合わせ先(平日 午前9時~午後5時30分)】

枚方市教育委員会 学校教育部

〇児童・生徒の健康管理、PTA 活動について

:教育支援室 学校支援課 電話 050-7105-8045

○児童・生徒及び保護者のケア、偏見や差別・いじめへの対応について :教育支援室 児童生徒支援課 電話 050-7105-8048

○教職員に関することについて

: 学校教育室 教職員課 電話 050-7105-8040

○教育課程全般、部活動について

: 学校教育室 教育指導課 電話 050-7105-8052